



2020年3月6日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731)
問合せ先 取締役 池本敬太
(TEL 06-6633-3500)

**第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ**

当社は、2020年3月6日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）をEVO FUNDとの間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2020年3月30日
(2) 発行新株予約権数	29,791,000個
(3) 発行価額	総額3,872,830円（新株予約権1個あたり0.13円）とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2020年3月11日又は2020年3月12日のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額（新株予約権1個あたり0.13円）を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	29,791,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」といいます。）の50%に相当する金額としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は29,791,000株であります。
(5) 資金調達の額	703,856,830円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、条件決定基準株価の90%に相当する金額とします。 本新株予約権の行使価額は、2020年3月31日に初回の修正がされ、以後3取引日（取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ3

	連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の、それぞれ 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額（以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 ②行使価額の修正」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、本新株予約権の発行要項第 14 項に基づく本新株予約権の取得については原則として EVO FUND の同意を要すること等を規定する本買取契約を締結します。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における終値の 90%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、かかる見込みの当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な払込金額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（29,791,000 株）をあらかじめ定め、行使期間中の取引日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として 12 ヶ月以内に、EVO FUND が必ず本新株予約権の全てを行使する（全部コミット）手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降 12 ヶ月にわたって、原則として 1 ヶ月毎に、2,000,000 株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております（月間コミット）。前者の「全部コミット」と後者の「月間コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

		第10回新株予約権
発行数		29,791,000 個
発行価額の総額		3,872,830 円 (注1)
行使価額の総額		714,984,000 円 (注2)
期間		原則約12ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)		通算で82回(予定) (3取引日毎に修正、計82回)
行使価額		3連続取引日における終値の単純平均値の90%
全部コミット		12ヶ月以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
月間コミット		発行日の翌日以降12ヶ月にわたり、1ヶ月毎に本新株予約権の 2,000,000個以上の行使をコミット
下限行使価額		条件決定基準株価の50%に相当する金額

- (注) 1. 上記発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であります。
2. 上記行使価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の90%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、かかる見込みの当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権の発行価額は、条件決定日に決定されます。また、本新株予約権の下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準に決定されます。

本資金調達は、当社の業績及び企業価値の向上への寄与が期待される重要な内容であり、市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。

一方で、株価の下落が生じる場合において、かかる株価の影響を考慮せずに下限行使価額を決定した場合、株価が下限行使価額を下回ることとなる可能性が高まり、その結果、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定した資金調達が実現できない可能性が高まると考えております。当社の予定した資金調達が実現できない場合、調達する資金を活用出来ないことによる機会損失により、既存株主が不利益を被るおそれがあり、さらに当社は改めて資金調達を検討することが必要になる可能性があり、かかる場合には準備費用や市場への影響が複数回発生するものと見込まれることから、望ましいことではないと考えております。したがって、発行決議日後の株価の影響を考慮した上で本新株予約権の発行条件を決定することが適切であると考えております。

※本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金0.13円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、発行決議の内容を反映した株価状況が形成されていると考えられる発行決議日から2取引日ないし3取引日後の条件決定日時点において、下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金0.13円を上回ることとなる場合には、

かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金0.13円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金0.13円のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、それぞれの本日現在の価値（本新株予約権1個につき金0.13円）を下回って決定されることはありません。

※本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額（本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）に設定されています。これは、仮に、本日（発行決議日）現在の株価に基づいて下限行使価額を決定し、本日の公表を受け、希薄化懸念などの要因により当社の株価が下落した場合、条件決定時点において、当該時点の株価と下限行使価額が当社の想定している水準から大きく乖離し、今般の資金調達の実効性が大きく損なわれる可能性があるところ、かかる事態を避けるべく、下限行使価額を条件決定時点までの株価変動を考慮して設定することが望ましいと考えたためです。かかる下限行使価額の決定方法により、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の50%を下回る可能性があり、発行決議日の直前取引日の終値の50%を下限行使価額として設定するよりも、株価が下落するリスクがございます。しかしながら、上述の通り、本資金調達は調達の蓋然性を重視しており、かかるリスクよりも調達が不可能となるリスクの方を避けるべきであると判断しております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、グループ全体として、以下の通り、「AV関連事業」及び「家電事業」の二つの事業領域において事業展開をしております。

①AV関連事業

「AV関連事業」においては、様々なデジタルテクノロジーをユーザーにとって使いやすい形に変換し、提供することをコンセプトに、創業以来、様々な製品を開発、販売してきました。当社は、デジタルテクノロジーの中でも、特に、高度な画像処理技術及びそれを支えるデータ処理技術並びにアプリケーション開発といった分野に特化しております。さらに、近年では、4K/8K、IoT、VR/AR、AIといった先進的な技術開発にも積極的に取り組み、技術開発における世界のトップの企業とも共同でプロジェクトを行い、Google社の基本ソフトであるAndroidTVTM搭載の4K関連製品の独自開発、大手通信事業者様向けVRプラットフォームの開発、当社のAIエンジンを活用した、テレビの視聴データに基づくリコメンデーション機能を持つ独自のサービスの開発など様々な成果を残してまいりました。今後は、4K/8K、IoT、VR/AR、AIの各関連技術をAndroidTVTMやWindowsベースの独自プラットフォームデバイスに統合し、革新的な製品を発表していく計画となっております。

②家電事業

「家電事業」においては、2018年3月に株式会社A-Stageを子会社化し、デザイン家電を通じて豊かなライフスタイルを提案する事をコンセプトに掲げ、事業を展開しております。現在の家電事業における売上構成は、白物家電が約60%、黒物家電が約30%、生活家電、季節家電を合わせて10%となっておりますが、今後は、新たな自社ブランドRe・Deを中心に情報感度の高いユーザー層をターゲットに多岐にわたるジャンルのプロダクトのリデザインをコンセプトとした新製品群の開発や先進的な4K/8K対応黒物家電、IoT機能を搭載した家電製品に対しても商品領域を広げていく計画となっております。

上記の各計画を実行するにあたり、下記の三つの事業展開の方向性をもって当社の事業を進めていくことが必要となると判断しております。

事業展開の方向性の一つ目としましては、これまで開発してきたデジタルテクノロジーのさらなる進化をは

かり、AndroidTV™やWindowsといった汎用的なプラットフォームに対し、文教や宿泊施設といったBtoB市場に最適化された当社独自のサービスプラットフォーム機能、IoTサービスやVR/AR機能、AIシステムを搭載した独自のプラットフォームを構築することにより、他社との差別化を図っていくことを目指してまいります。

事業展開の方向性の二つ目としましては、独自のデジタルテクノロジーが生かせる事業領域を見つけ、そこに対して投資を行い、AV関連事業、家電事業に関連する収益基盤を拡大していくことを目指してまいります。

事業展開の方向性の三つ目としましては、「AV関連事業」及び「家電事業」のそれぞれについて、コーポレートブランド、製品ブランドの両側面から認知拡大及びブランド価値の向上を継続的に図ってまいります。

一つ目の方向性を実現するための施策としましては、特に4K/8K、IoT、VR/AR、AIのそれぞれの技術領域において独自プラットフォームの開発を継続しつつ、上記の領域において、特に先進的な技術を持つ会社との間のM&Aやこれらの領域に適した人員の採用を行っていくことが必要となります。

二つ目の方向性を実現するための施策としましては、「AV関連事業」及び「家電事業」のそれぞれのテクノロジーや製品群とシナジーを持つ成長性のある事業領域の会社との間のM&Aやこれらの領域に適した人員の採用を行っていくことが必要であると考えております。現時点で当社の対象としている事業領域といたしましては、EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業を想定しております。

三つ目の方向性を実現するための施策としましては、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネージメント）を活用したカスタマーエクイティの向上やマーケティングオートメーション、メディアを通じたプロモーション、オウンドメディアの育成、グループプランディングの確立等の施策を順次実施することによって、ブランド認知、ブランド価値のさらなる向上を図ることが必要であると判断しております。

以上のような事業展開やこれを実現するための施策を迅速に実施することによって当社グループを継続的に黒字化し、急速な拡大をしている家電事業をはじめ、当社グループの事業全体をスピード感をもって成長させることを可能とともに、当面の運転資金の確保、業容、収益面での拡大、株主利益の最大化及び企業価値の向上を目指すため、2019年4月23日の取締役会において、包括的新株式発行プログラム（“STEP”）による資金調達を実施することを決議し、その後、2020年1月30日に払込みが完了した第13回新株式発行の払込完了までの計13回の新株発行により、計579,400,000円を調達いたしました。しかしながら、TEPによる資金調達の実施の決議の直前取引日の取引所の終値が87円であるのに対し、2019年4月26日の取引所の終値は81円、2019年5月31日の取引所の終値は70円、2019年6月28日の取引所の終値は61円、2019年7月31日の取引所の終値は59円、2019年8月30日の取引所の終値は43円、2019年9月30日の取引所の終値は45円、2019年10月31日の取引所の終値は43円、2019年11月29日の取引所の終値は44円、2019年12月30日の取引所の終値は40円、2020年1月31日の取引所の終値は39円、そして、後述するSTEPによる資金調達の中止決議日の取引所の終値は39円となっており、STEPによる資金調達の実施の決議日以降の当社の株価が低調に推移したことから、STEPによる調達は、当初の想定調達額を下回ることとなりました。さらに、当社は4K/8K、IoT、AR/VR、AI関連プラットフォーム開発の先行投資や4K関連製品や家電製品の生産、在庫状況により現預金が当第1四半期において約1.88億円となっており、また、経常損失が2018年9月期は約10.3億円、2019年9月期は約14.7億円（いずれも連結ベースの数値）となっていることから、上記の事業展開を実現するための十分なキャッシュを確保できていない状況となっております。このような財務状況を踏まえるとともに、当社においては来年以降も引き続き資金需要が存在することに鑑みれば、STEPによる調達の残る2回の割当によって上記の事業展開を実現し、当社グループを継続的に黒字化するための十分な資金を調達することは難しいと判断せざるを得ない状況にありました。かかる状況において、当社は2020年以降の資金調達手法として本スキームに切り替えることといたしました。そのため、当社の2020年2月14日付「株式発行プログラムに基づくEVO FUNDに対する第三者割当（第14回割当及び第15回割当）による新株式発行中止及び株式発行プログラムの終了並びに有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」に記載の通り、中止を決議しました。その上で、本日、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に使用するための資金の調達が必要であると判断し、本資金調達を実施することを決議しました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、EVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

1. 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則として12ヶ月後の応当日（当日を含む。）（以下「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則として12ヶ月が経過するまで（以下「月間コミット期限」といいます。）の各1ヶ月の期間（以下「月間コミット期間」といいます。）に、2,000,000株（但し、残存する本新株予約権が2,000,000個未満の場合には残存する本新株予約権の個数とし、直前の月間コミット期間までに行使された本新株予約権の個数（以下「行使済新株予約権数」という。）が当該月間コミット期間までの月間コミットに係る本新株予約権の総数（以下「月間コミット新株予約権総数」という。）を超えている場合には、月間コミット新株予約権総数から行使済新株予約権数を控除した個数となります。）相当分以上の本新株予約権行使することを約します。

コミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2021年4月1日（本新株予約権の払込期日の翌日の12ヶ月後の応当日）であり、最後の月間コミット期限は2021年3月31日ですが、この期限までにコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおりとなります。

全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、又は④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとします。）（以下、上記①乃至④の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計20回（20取引日）を上限とします。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

各月間コミット期間中において、コミット期間延長事由が発生した場合、当該月間コミット期間に係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権行使することができます。

2. 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2020年3月31日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における条件決定基準株価の50%に相当する金額としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものです。

(2)資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

本スキームは、3取引日毎に行使価額が修正（10%のディスカウント）されるMSワラントであり、下限行使価額については発行決議日以降である条件決定日に決定されますが、かかる条件は、本スキームの行使の蓋然性を高めるための設計であり、当社の現状において考えられる最も調達の蓋然性が高いスキームであると判断しております。また、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されますが、かかる手法は一般的なものであり、調達をスムーズに行うためには必要なことであると判断しております。本スキームの設計上、株価に下落圧力がかかる可能性がございますが、現在の当社の状況を鑑みると、資金調達は必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、調達した資金を下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する事で、中長期的には既存株主様の利益に資するものであるものと考えております。

(3)本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 蓋然性の高い資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式数29,791,000株）は、原則として2021年4月1日までに全部行使（全部コミット）されます。

② 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として1ヶ月間あたり2,000,000株相当の行使がコミット（月間コミット）されているため、本資金調達によるキャッシュフローを一定程度予測することができます。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計29,791,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

④ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が

行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。また、割当予定先は行使により取得した株式又は下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しています。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難あります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d)包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要事実の検討・推進をすることができます。

② 転換社債型新株予約権付社債（CB）

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという観点では今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCB

は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合は当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると想え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入・社債による資金調達

通常、借入・社債による資金調達においては、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	718,856 千円
本新株予約権の払込金額の総額	3,872 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	714,984 千円
② 発行諸費用の概算額	15,000 千円
③ 差引手取概算額	703,856 千円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の取引所の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の90%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計703,856,830円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定していま

す。下記の資金使途は、一部、2019年4月23日付で決議しました包括的株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）による調達と同様になっておりますが、想定調達額よりも実際の調達額が下回ったために充当することができなかつたため、改めて本資金調達における使途としております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金	400	2020年3月 ～2021年2月
② (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用	110	2020年3月 ～2021年2月
③ (家電事業) 新製品開発及び生産資金	133	2020年3月 ～2021年2月
④ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資	60	2020年12月 ～2021年3月
合計	703	

なお、本プログラムにおいて当初予定していた調達総額は1,120百万円でしたが、実際の調達総額は628百万円にとどまっており、当初の資金使途及び金額並びに実際の調達資金の充当状況は、下表のとおりです。また、本プログラムに基づく調達資金のうち、現在未充当の資金（129百万円）については、引き続き下表の④及び⑤の使途に充当する予定です。

具体的な使途	当初の金額 (百万円)	現在の充当状況 (百万円)
① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金	200	196
② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用	114	33
③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金	100	53
④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費	450	151
⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費	256	66
合計	1,120	499

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

① AV関連事業に係る製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金

AV関連事業においては、これまで、4K/8K、IoT、VR/AR、AIの各事業に対し、積極的に開発投資を行ってまいりました。2018年12月1日の4K放送開始に伴い、当社の開発した4K関連製品は、大変好評を博しました。4K/8K関連製品については、AndroidTV™をベースとするプラットフォーム上に当社のテレビ視聴をより楽しめるサービスやスマートホームに対応したIoTアプリケーションや独自のグループウェア等や文教や宿泊施設といったBtoB市場に最適化されたソリューションを組み込む事を想定しており、そのための開発費（320百万円）及び仕入れ資金等（80百万円）の運転資金として、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。

なお、本プログラムに基づき調達した資金も同じ資金使途に充当しましたが、新たに、当社がこれまで開発を進めてきたプラットフォームに対し、BtoB市場に最適化されたソリューションを組み込むこと、今後市場の主流となると予想される8K衛星放送視聴機能、IoTアプリケーションや新規グループウェアの追加開発が必要となったため、本資金調達に基づく調達資金を再度AV関連事業に係る製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金に充当することいたしました。

② ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用

AV 関連事業につきましては、これまで OEM を主体に売上を上げてきました。このような事業構造のため、当社のブランド認知は低いレベルにありますので、今後、AV 関連事業の成長を加速させるためには、継続的なブランディングやプロモーション活動が必要であると判断しております。

また、家電事業につきましては、営業活動を主体に販路を拡大してきましたが、今後さらに事業の成長を加速させるためには、自社ブランドの確立及び認知が必要であると判断しております。

そのためのコンサルティングフィー(コンテンツ作成費用含む。) (56 百万円) 及び媒体費用 (54 百万円) の資金として、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。

なお、本プログラムに基づき調達した資金も同じ資金使途に充当しましたが、本プログラムにおいて当初予定されていた充当金額には達しなかったこと、本期発売開始予定の新製品に関連して広告、マーケティング、デザインに対するコンサルティングフィーが新たに発生すること及び自社ブランド立ち上げに伴う、SNS によるブランド構築や PR イベントの媒体費用が新たに必要になったことから、本資金調達に基づく調達資金を再度ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用に充当することにいたしました。

③ 新製品開発及び生産資金

家電事業においては、これまで、直販ルートの開拓やオリジナル製品の開発に取り組み、2018年10月以降において月商2億円ベースに到達致しました。現在の売上ベースを保ち、さらには月商3億円ベースへと成長させるためには、主力製品である白物家電のみならず今後成長が期待される生活家電分野や調理家電分野に対しても、商品ラインナップをさらに増強するための資金、新たな自社ブランドの製品開発費及びその製品に対する新規金型費用が必要になると考えており、新製品の開発資金として69百万円、新製品の生産資金として64百万円を想定しており、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定となっております。

④ EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資

EC 事業につきましては、当社グループの製品販売網の拡大や利益率の向上を図る上で、重要な事業領域となります。インバウンド関連事業につきましては、宿泊施設等への当社グループ製品の導入や、IoT 関連のシステム開発、AI を活用した宿泊予約システムの導入などにおいて、当社グループの IoT 事業の基盤となり得る事業領域となります。デジタルマーケティング事業につきましては、当社のこれまで培ってきた AI 技術を、プロモーション・マーケティング領域においても生かせる事業領域となります。クラウドソフトウェア開発事業につきましては、当社の独自のプラットフォームにおいてクラウド技術を活用した独自のアプリケーション開発を積極的に進めるために必要となる事業領域となります。これらの事業領域における成長性のある会社を現在選定中であり、その後対象会社を絞り込み、最終的に資本業務提携及び M&A を実施する資金として 60 百万円を想定しており、本資金調達に基づく調達資金を充当する予定でございます。

これまで、当該事業領域における M&A の対象会社を複数社検討してまいりましたが、当社の現在の事業とのシナジーが見込めなかったことから、最終的に M&A を実施するには至りませんでした。ただ、M&A は今後の収益基盤の拡大を図る上で、事業戦略上必要な手段と認識しておりますので、今後も対象会社の検討は進めていく予定でございます。M&A が発生しなかった場合には、当該事業に関連する当社グループ社内の人件費及び当該事業に関連する会社に対する資本業務提携及び投融資に充当する予定となっております。

(注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として12ヶ月以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定

している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 調達資金は①から④の各資金使途の支出予定時期において、並行して各資金使途に充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を0.13円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として0.13円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が0.13円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された0.13円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である0.13円を下回って決定されることはありません。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法（「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 2. 行使価額の修正」を参照）に準じて、条件決定基準株価の90%に相当する金額としました。また、行使期間については、全部コミット期間である12ヶ月に、延長の上限である20取引日を加えて十分な期間となるよう、14ヶ月といたしました。

また、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い

方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 29,791,000 株（議決権数 297,910 個）であり、これは 2020 年 3 月 5 日現在の当社発行済株式総数 70,208,581 株及び議決権数 700,861 個（議決権数については、2019 年 9 月 30 日現在の議決権数に、当社が把握している限りで、その後の発行済株式総数の増加分に係る議決権数を加えたものです。）を分母とする希薄化率としては 42.43%（議決権ベースの希薄化率は 42.51%）となります。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 29,791,000 株（議決権数 297,910 個）に、本プログラムに基づき最近 6 ヶ月間に発行された株式数 7,000,000 株（議決権数 70,000 個）を加算した株式数は 36,791,000 株（議決権数 367,910 個）となり、2019 年 9 月 6 日現在の当社発行済株式総数 63,208,581 株及び議決権数 630,865 個（議決権数については、2019 年 3 月 31 日現在の議決権数に、当社が把握している限りで、その後の発行済株式総数の増加分に係る議決権数を加えたものです。）を分母とする希薄化率としては 58.21%（議決権ベースの希薄化率は 58.32%）となります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 29,791,000 株（議決権数 297,910 個）に、本プログラムに基づき発行された全ての株式数 12,600,000 株（議決権数 126,000 個）を加算した株式数は 42,391,000 株（議決権数 423,910 個）となり、2019 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 63,208,581 株及び議決権数 630,865 個を分母とする希薄化率としては 73.58%（議決権ベースの希薄化率は 73.74%）となります。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日あたり平均出来高は 682,856 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 29,791,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 12 ヶ月で行使売却するとした場合の 1 取引日あたりの株数は約 121,101 株（直近平均 6 ヶ月平均出来高の約 17.73%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の加本亘氏（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、当社社外監査役である野垣浩氏及び当社社外監査役である河崎達夫氏の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約33.6百万米ドル	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN 株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN 株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。) 純資産：自己資本 100%	
(h) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	
	当社と国内代理人との間の関係	

(注)割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2019年12月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 虎ノ門アネックス6階、代表取締役 古野啓介）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2020年3月4日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、割当予定先であるEVO FUNDに対して2019年4月23日の取締役会において決議した、包括的新株式発行プログラム（“STEP”）に基づき15回に分割して株式を発行する計画がありました。2019年4月以降、2020年1月30日に払込が完了した第13回割当に至るまで、計13回の新株発行を行いましたが、2020年2月14日に開示いたしましたとおり、プログラムの中止を決議しました。プログラム中止の背景としては、新株式発行プログラムによる資金調達では、発行予定株式数が固定されていることから、現在の株価水準に鑑みると当社が必要とする金額を十分に調達することはできないため、新たな調達手段に切り替える必要があった点が

挙げられます。また、2019年4月23日に株式発行プログラムを調達手法として選択した理由の一つとして、過去の資金調達における割当先との誓約事項（MSCB等の発行をしない旨）の有効期間中であったことが挙げられますが、現時点においては当該誓約事項に係る契約上の定めは効力を失っております。中止に関する詳細は2020年2月14日付「株式発行プログラムに基づくEVO FUNDに対する第三者割当（第14回割当及び第15回割当）による新株式発行の中止及び株式発行プログラムの終了並びに有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」を参照ください。

当社は、かかる状況を踏まえて、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、継続的に検討しておりました。そのような中で、2019年11月に、上述の新株発行プログラムによる資金調達にてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号代表取締役 ショーン・ローソン）に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権による資金調達への切り替えに関する提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②割当予定先との間で実施した本プログラムは、予定されていた全15回の株式発行のうち、第13回までの株式発行をもって中止となりましたが、第13回までの株式発行がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

なお、当社株価は、直近1年間において大きく下落しておりますが、かかる下落の理由は、2019年4月時点での筆頭株主が保有株式の大部分を売却したこと、業績予想の修正や特別損失、投資損失の計上、また直近の株式市場全体の下落、とりわけ小型株の株価下落等に加えて、包括的新株式発行プログラム（“STEP”）による株式発行に伴う株価下落圧力が重なったために起きたものであると考えております。包括的新株式発行プログラム（“STEP”）による資金調達は希薄化を伴う資金調達であるため、株価への影響は一定程度存在するものの、かかる過去の資金調達が株価の大幅な下落の主たる理由であったものとは考えておらず、本スキームの株価に与える影響についても、限定的なものであると考えております。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英國領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

(注)本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、プロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得され

る株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないと。

- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2020 年 1 月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行なうことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引受けているものの、上述の通り、行使及び売却を繰り返して行なうことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当先の純資産残高から控除した上で尚、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

2019 年 4 月 23 日に当社取締役会にて決議しました株式発行プログラム設定契約締結に伴い、割当予定先は、当社大株主であり、かつ当社役員である藤岡浩氏（契約期間：2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 30 日、貸借株数：2,525,000 株、貸借料：年率 1.0%、担保：無し）及び藤岡毅氏（契約期間：2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 30 日、貸借株数：800,000 株、貸借料：年率 1.0%、担保：無し）並びに株式会社エス・エス・ディ（契約期間：2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 30 日、貸借株数：475,000 株、貸借料：年率 1.0%、担保：無し）と貸株契約を締結しておりますが、本発行に伴い、上記の契約期間を 2021 年 4 月末とした契約を新たに締結する予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
O a k キャピタル株式会社	5.07
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	4.52
岡田教男	2.51
豊岡幸治	2.10
田中良和	1.88
松井証券株式会社	1.79
協和青果株式会社	1.14
クレディ・スイス証券株式会社	1.12
株式会社SBI証券	1.10
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH MAIN EQUITY ACCOUNT	0.88

(注) 1. 「持株比率」は、2019年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしておりません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしたしました。

このため、上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年3月5日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要是以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当には必要性・相当性が認められると考える。

2. 理由

(1) 必要性

当社は、その事業の成長ひいては企業価値の向上のために、今後の事業展開として下記の三つの方向性を志向する必要がある。一つ目は、既に開発したデジタルテクノロジーを更に進化させ、自社オリジナルのBtoB市場に最適化されたサービス開発、IoTサービスやVR/AR機能、AIシステムを搭載した独自のプラットフォームを構築することである。特に4K/8K、IoT、VR/AR、AIのそれぞれの技術領域において独自プラットフォームの開発を継続しつつ、その領域において特に先進的な技術を持つ会社との間のM&Aやこれらの領域に適した人員の採用を行うことが必要である。事業展開の方向性の二つ目は、「AV関連事業」及び「家電事業」のそれぞれのテクノロジーや製品群とシナジーを持つ成長性のある事業領域(EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業)の会社との間のM&Aやこれらの領域に適した人員の採用を行うことである。事業展開の方向性の三つ目は、「AV関連事業」及び「家電事業」の各ブランド価値を向上させることである。具体的にはCRM(カスタマー・リレーションシップ・マネージメント)を活用したカスタマーエクイティの向上やマーケティングオートメーション、メディアを通じたプロモーション、オウンドメディアの育成、グループプランディングの確立等の施策を予定している。以上の事業展開を実施するために約7億円程度の資金調達が必要である。

第三者委員会として、以上の当社による説明について特に不合理な点を見出しており、資金調達の必要性が認められると思料する。

(2) 相当性

(ア)他の資金調達手段との比較

当社は、他の資金調達方法についても検討したもの、それと比較した結果、新株予約権の第三者割当による資金調達が最良であるとの判断に至っており、具体的には以下のとおりである。まず公募増資による新株発行は、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であり、検討や準備等にかかる時間も長く、また株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であることから、資金調達の確実性の観点から適切ではないと考えている。第三者割当増資は、将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じることから株主の影響という観点から適切ではない。またSTEPとよばれる包括的新株発行プログラムも検討されたものの、価額決定日において当社に未公表の重要な事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける。CBについては、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明である点が今回の資金調達方法として適当でないと当社は判断した理由である。MSCBは、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため株価に対する直接的な影響が大きく株主へのデメリットが大きいので適切でないと当社は判断した。ライツ・イシューのうちノンコミットメント型ライツ・イシューについては資金調達の確実性という観点から適当ではなく、他方でコミットメント型ライツ・イシューは、当社が最近2年間において経常赤字を計上しているので取引所規則により実施できない。最後に借入・社債については、当社の収益力や担保力に照らして現実的ではない。これらの資金調達手法に比べて、本件の資金調達手段は、資金調達の確実性、株主への影響という観点から優れている。以上の当社による説明について、第三者委員会としては、合理的なものと考えており、他の資金調達手段との比較という観点で本件の新株予約権発行に相当性が認められると考える。

(イ) 割当先について

割当先であるEVO FUNDについて反社会的勢力に該当しないか否かの調査を調査会社に委託することによって実施している。第三者委員会において、当該調査会社が作成した報告書を検討し、またEVO FUNDの日本における類似案件の実績も勘案した結果、特に本件の割当先として問題を見出していない。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件の新株予約権に関する評価額の相当性について検討するべく、株式会社赤坂国際会計に当該評価額の算定を依頼し、同会計事務所の会計士が作成した評価書を検討した上、第三者委員会の会議において、同会計士に出席してもらい、質疑応答を行った。これらのプロセスを経た上で、第三者委員会としては、上記評価書や上記会計士の説明について特に問題点を見出していない。またその他の発行条件については、当社の代理人弁護士が十分に関与して割当先との交渉を担当していることを確認した上で、当該交渉の対象となっている割当先との契約書ドラフトを実際に検討した結果、不合理な内容を見出していない。したがって、第三者委員会においては、発行条件は相当であると考える。

(エ) 希薄化について

本件の新株予約権を発行することで既存株主において持株比率の大きな希薄化という不利益を被る結果に至るものではあるものの、本件を通じて調達された資金は、当社が事業の成長のために策定した具体的な事業計画を進めるために強く必要とされているものであることを考えると、本件は当社の企業価値向上に資するものであり当社の株主にとって希薄化という不利益を上回るメリット（株式の価値の向上）があると評価できる。したがって、当社から受けた説明を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の程度に照らしても合理性が認められると考える。

以上の通り、本第三者委員会からは、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
売上高（千円）	2,423,739	2,551,217	5,073,079
営業利益（千円）	19,246	△1,005,616	△1,322,944
経常利益（千円）	18,353	△1,030,054	△1,465,450
当期純利益（千円）	7,270	△1,048,595	△1,564,866
1株あたり連結当期純利益（円）	0.21	△20.66	△26.61
1株あたり配当金（円）	0.00	0.00	0.00
1株あたり連結純資産額（円）	54.51	50.81	26.77

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	68,208,581株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	12,901,400株	20.09%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社の第9回新株予約権に係る潜在株式数ですが、第9回新株予約権の行使期間は2020年3月4日までであり、本日時点で既に失権しています。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
始 値	104 円	223 円	127 円
高 値	452 円	242 円	169 円
安 値	91 円	113 円	39 円
終 値	222 円	124 円	45 円

② 最近6か月間の状況

	2019年 10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
始 値	44 円	43 円	43 円	40 円	39 円	25 円
高 値	44 円	48 円	44 円	42 円	42 円	28 円
安 値	39 円	40 円	40 円	39 円	24 円	24 円
終 値	43 円	44 円	40 円	39 円	24 円	26 円

(注) 2020年3月の状況につきましては、2020年3月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年3月5日
始 値	27 円
高 値	28 円
安 値	26 円
終 値	26 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況① 第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	2018年3月5日
発 行 新 株 予 約 権 数	218,310個
発 行 価 額	総額21,831,000円（新株予約権1個当たり100円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	3,104,833,000円
割 当 先	Oakキャピタル株式会社
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	48,678,981株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	21,831,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	8,929,600株（残新株予約権数129,014個）
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,259 百万円
發 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	<p>① a)EC通販プラットフォームを通じた直販体制の確立、及びb)月額課金型ビジネスモデルの構築を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金（2,500百万円）</p> <p>② EC事業推進のためのソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金（500百万円）</p> <p>③ ブランドの構築及び認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用（104百万円）</p>
發 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2018年3月～2019年3月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	<p>① a)EC通販プラットフォームを通じた直販体制の確立、及びb)月額課金型ビジネスモデルの構築を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金に1,175百万円</p> <p>※具体的には家電製品のECでの販売を行う会社の株式取得に900百万円、月額課金型ビジネスモデルである民泊事業のコンサルティングを行う会社の株式取得及び転換社債の引受けに63百万円、その後の運転資金の貸付に180百万円、EC事業強化のためのサイト改善費用を含むデジタルマーケティング施策における業務提携に32百万円</p> <p>② ブランドの構築および認知度向上を目的としたコンサルティング、販売促進に84百万円</p>

② 第三者割当増資

払込期日	2019年5月9日
調達資金の額 (差引手取概算額)	46,400,000円
発行価額	79円
募集時ににおける 発行済株式数	57,608,581株
当該募集による 発行株式数	潜在株式数：600,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	58,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

③ 第三者割当増資

払込期日	2019年6月5日
調達資金の額 (差引手取概算額)	65,000,000円
発行価額	66円
募集時ににおける 発行済株式数	58,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	59,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

④ 第三者割当増資

払込期日	2019年6月24日
調達資金の額 (差引手取概算額)	59,000,000円
発行価額	60円
募集時ににおける 発行済株式数	59,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	60,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑤ 第三者割当増資

払込期日	2019年7月11日
調達資金の額 (差引手取概算額)	53,000,000円
発行価額	54円
募集時ににおける 発行済株式数	60,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	61,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑥ 第三者割当増資

払込期日	2019年7月29日
調達資金の額 (差引手取概算額)	54,000,000円
発行価額	55円
募集時ににおける 発行済株式数	61,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	62,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定時期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑦ 第三者割当増資

払込期日	2019年9月4日
調達資金の額 (差引手取概算額)	40,000,000円
発行価額	41円
募集時ににおける 発行済株式数	62,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	63,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑧ 第三者割当増資

払込期日	2019年9月24日
調達資金の額 (差引手取概算額)	35,000,000円
発行価額	36円
募集時ににおける 発行済株式数	63,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	64,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑨ 第三者割当増資

払込期日	2019年10月15日
調達資金の額 (差引手取概算額)	36,000,000円
発行価額	37円
募集時ににおける 発行済株式数	64,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	65,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑩ 第三者割当増資

払込期日	2019年11月1日
調達資金の額 (差引手取概算額)	35,000,000円
発行価額	36円
募集時ににおける 発行済株式数	65,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	66,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑪ 第三者割当増資

払込期日	2019年12月5日
調達資金の額 (差引手取概算額)	37,000,000円
発行価額	38円
募集時ににおける 発行済株式数	66,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	67,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定時期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑫ 第三者割当増資

払込期日	2019年12月24日
調達資金の額 (差引手取概算額)	36,000,000円
発行価額	37円
募集時ににおける 発行済株式数	67,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	68,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑬ 第三者割当増資

払込期日	2020年1月10日
調達資金の額 (差引手取概算額)	35,000,000円
発行価額	36円
募集時ににおける 発行済株式数	68,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	69,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定時期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

⑯ 第三者割当増資

払込期日	2020年1月30日
調達資金の額 (差引手取概算額)	35,000,000円
発行価額	36円
募集時ににおける 発行済株式数	69,208,581株
当該募集による 発行株式数	1,000,000株
募集後ににおける 発行済株式総数	70,208,581株
割当先	EVO FUND
発行時ににおける 当初の資金用途 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (188百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (157百万円)
発行時ににおける 支出行定時期	2019年5月～2020年3月
現時点における 充当状況 (①から⑬の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ① (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (196百万円) ② (その他) ブランディング及びプロモーション関連費用 (33百万円) ③ (家電事業) 商品仕入れ資金及び運転資金 (53百万円) ④ (AV関連事業) 4K/8K、IoT、VR/AR、AI各関連技術開発会社との間の資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (151百万円) ⑤ (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係る資本業務提携、M&A費用及び各事業に関連する人件費 (66百万円)

株式会社ピクセラ
第 10 回新株予約権発行要項

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社ピクセラ第 10 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。) |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 3,872,830 円(本新株予約権 1 個あたり 0.13 円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2020 年 3 月 11 日から 2020 年 3 月 12 日までのいずれかの日(以下、「条件決定日」という。)において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個あたりの払込金額が 0.13 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個あたりの払込金額として最終的な払込金額の総額を計算する。 |
| 3. 申込期日 | 2020 年 3 月 30 日 |
| 4. 割当日及び払込期日 | 2020 年 3 月 30 日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 29,791,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 7. 本新株予約権の総数 | 29,791,000 個 |
| 8. 各本新株予約権の払込金額 | 金 0.13 円とするが、条件決定日において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 0.13 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を最終的な 1 個あたりの払込金額とする。 |
| 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)(以下、「条件決定基準株価」という。)の 90% に相当する金額(端数を切り上げるものとする。)とする。</p> |
| 10. 行使価額の修正 | <p>(1) 行使価額は、2020 年 3 月 31 日に初回の修正がされ、以後 3 取引日(取引所において売買立会が</p> |

行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 3 取引日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 3 連続取引日(以下、「価格算定期間」という。)の各取引において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の、それぞれ 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いざれかの価格算定期間に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

(2) 下限行使価額は、条件決定基準株価の 50%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額とする。

(3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかるわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があつた日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従つて当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合には基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2020 年 3 月 31 日(当日を含む。)から 2021 年 5 月 31 日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要であると当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の 10 取引日以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所 三菱UFJ銀行 堺支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

